

社 援 保 発 0827 第 2 号
年 管 管 発 0827 第 4 号
令 和 3 年 8 月 27 日

各 都道府県・市町村
 民 生 主 管 部 (局) 長
 国 民 年 金 主 管 部 (局) 長 殿
各 地方厚生 (支) 局
 年 金 調 整 (年 金 管 理) 課 長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
 (公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
 (公 印 省 略)

年金生活者支援給付金制度の円滑な請求手続の実施等に係る留意点について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成 24 年法律第 102 号) に基づく年金生活者支援給付金 (以下「給付金」という。) 制度では、所得が前年より低下したこと等により、令和 3 年度に新たに給付金の支給対象となる方については支給に関する関係書類が送付されることとなるが、被保護者に確実に給付金を支給するため、下記のとおり、給付金の請求手続及び保護費への反映処理の取組を実施する上での留意点をまとめたので、各都道府県、市町村の民生主管部 (局) 長におかれては、管内保護の実施機関に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

1. 送付される関係書類

令和元年 10 月から開始された給付金の支給に関し、所得額が前年より低下したこと等により、令和 3 年度に新たに給付金の支給対象となる方について

は、令和2年度と同様に簡易な給付金請求書（はがき型）（別添1）を送付することとなる（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付される。

- ・ 令和3年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者」という。）

日本年金機構（以下「機構」という。）から、令和3年8月末以降順次^{※1}、簡易な給付金請求書（はがき型）^{※2}を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしている。

- ・ 65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）

機構から、65歳の誕生月の約3カ月前に、A4サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付される。

- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方

当該者からの請求により年金請求書にあわせて給付金請求書が送付される。

- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方^{※3}等）

受給する年金に応じた給付金の案内等が送付される。

※1 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行っているが、当該支給判定に基づく支給対象期間については、10月から翌年9月までとなる。

※2 簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行う。

※3 共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方としては、以下が想定される。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入していた方が、加入期間中に初診日がある病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入していた方が亡くなった場合に、当該加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方等（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ簡易な給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「簡易な給付金請求書

(はがき型)等」という。)を機構に提出することにより給付金の請求手続を行うことが必要となる。

2. ケースワークにより簡易な給付金請求書(はがき型)等が届いたことを確認した場合の対応

日頃のケースワークにおいて、被保護者に対して、簡易な給付金請求書(はがき型)等が封入された封筒が届いていることを確認した場合は、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、本人が内容を十分に確認する必要があること
- ② 給付金を受け取るためには、同封されている簡易な給付金請求書(はがき型)に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函する必要があること、また、簡易な給付金請求書(はがき型)についてはなるべく記載の締切日までに届くよう提出すること
- ③ 不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に相談可能であること(別添2のリーフレットの電話番号を参照)

を説明されたい。

なお、簡易な給付金請求書(はがき型)については、記載の締切日までに提出しなかった場合も手続きは可能であるが、令和4年1月4日までに届くように提出しなかった場合、給付金は令和4年2月分以降からの支払いとなり、令和3年10月分から令和4年1月分までの給付金は受け取ることができないので、その点を留意しつつ、早期に提出するよう促されたい。

3. 給付金の取扱い

生活保護制度においては、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第4条第1項に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、生活保護の実施に当たっては、年金・手当等の公の給付を含む資産を活用することが前提となっている。

このため、保護の実施機関においては、給付金の受給権を得る被保護者が確実に給付金の請求手続を行えるよう、必要な助言指導を行う必要がある。

給付金対象者である被保護者が、その活用を怠り、又は忌避していると認められるときは、保護の実施機関においては、当該被保護者に対して、法第4条第2項に規定する他法他施策活用の原則について十分に説明し、給付金の手続を行う必要性につき理解を得られるよう助言を行うとともに、給付金の手続を支援するなど配慮されたい。

4. 給付金の保護費への適切な反映について

給付金の保護費への反映にあたっては、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年8月22日社援保発0822第2号・年管管発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長・同年金局事業管理課長連名通知）のⅡ及び「年金生活者支援給付金の支給決定情報にかかる留意点と保護費への反映について」（令和元年11月6日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）の2及び4を参照の上、適切に行われたい。なお、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者に係る令和3年度分の給付金の支給は、令和3年12月から順次開始されるが、当該者の給付金の支給決定額（月額）等の情報は、マイナンバー情報連携により市町村が機構に対し、照会することが可能であるため、給付金を保護費の支給に適切に反映するよう適宜活用されたい。

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページを参照されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添1：簡易な給付金請求書（はがき型）

別添2：簡易な給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

別添3：簡易な給付金請求書（はがき型）封筒